

陶磁器・同関連製品製造業における死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	起因物 (小)	事故の 型	労働者 規模
2017	1	12~13	仕上げ場で、ストーブをつけて仕上げ作業をしていた。ストーブは自身の右後ろ側においていたが、昼ごろ右ふくらはぎ部分に違和感を感じたが、特に確認はしなかった。帰宅して確認したところ、腫れて水膨れがひどい状態だった。	33	391	11	50~99
2017	2	13~14	1号スプレー建屋2号鉄ボールミル（粉碎機）を使って原料を粉碎し、スラリー化する作業後にボールミルの排出口からスラリーを排出しようとしたがスラリー排出（エア圧送）が出来なかった為、エア抜きを行わず排出バルブ内の状態を確認する為に排出バルブを開けた際、内圧の高いミル内部のスラリーが勢いよく噴出し、作業者の両目に入った。	63	523	4	50~99
2017	2	10~11	工場の産業廃棄物置き場で廃棄物の移動作業中、鉄の板（グレーチング）が右脚の親指に落ちて骨折した。	31	521	4	10~29
2017	3	16~17	パッド印刷室内で印刷機設定作業中に、印刷台前後駆動操作を自身の右手中指を置いたまま作動してしまった。作動スイッチは固定ロック式ではなくスイッチを離せば停止するようになっていたが、自身がスイッチを押したまま、自身の指が挟まる事を予見できなかった。	43	169	7	50~99
			出来た製品を1階の作業場に移す時に、途中にある走板の台の端に躓				1~

2017	3	10~11	き、バランスを崩し転倒した。そのとき左膝でコンクリートの床で強打し、痛みが増して就業不能となった。	73	379	2	9
2017	3	13~14	プレス成型後のタイルを吸盤でサヤに積む際に、コンベアに生タイルを落とした。停止ボタンが目の前にあるにもかかわらず、慌ててボタンを押さずに落ちたタイルを拾うために手を出したところ、右手の指先（薬指）を負傷した。	60	224	7	50 ~ 99
2017	5	15~16	工場内においてタイルの加工作業中、タイル板にタイルを入れ込む時にコンベアーに巻き込まれて左前腕部を負傷した。	37	224	7	10 ~ 29
2017	6	16~17	工場内にて、セラミック部品を円筒研削盤にて研磨作業中、専用治具にてワークの脱着を行う際に、ボルトを締めた時に手が滑り、回転している砥石に手が強く当たり、指を深く切ってしまった。	33	153	8	10 ~ 29
2017	6	10~11	当社工場内において、旋盤で材料の丸棒（鋼）を切削し、その後、表面を滑らかにする為、布のサンドペーパーで磨きをかけていた最中、軍手をはめていた右手が丸棒とペーパーに絡み、右手人差し指を負傷した。	53	151	7	50 ~ 99
2017	7	7~8	始業前に職場の床をモップで水拭きしていてまだ乾いていない部分に足を置いたため滑って左足首をひねってしまった。	61	416	2	30 ~ 49
2017	7	5~6	陶磁器製造所の焼成炉工場内で製品の積載作業中に、高温の環境にいたため熱中症の症状が発生した。	29	715	11	10 ~ 29
2017	7	14~15	ラインから流れて来た製品を台車に積み込む際、安全のためにボタンを押さないかぎり開放しない仕組みになっているが、操作ミスにより、製品を右足の甲の上に落とした。	52	211	4	50 ~ 99
2017	9	14~	CS管理課、加工グループタイル加工ラインにおいて、タイルが入った箱をローラーコンベアにて左手で手前に移動しようとした時に、	49	224	7	100 ~

		15	力が入りすぎて箱を引っぱった為、加工ラインの壁とタイルが入った箱の間に左手を挟まれ、その際に左第5中手骨を骨折した。					299
2017	9	9～ 10	絵付けの作業場で、絵付けの作業をしている時に、棚から品物の乗った板を引き抜こうとした時に、中腰の状態のまま移動したためである。	36	921	19	1～ 9	
2017	10	16～ 17	当社工場内において、荷造りをしたカートン（30×30×20cm・重さ15kg）を、パレットに積み上げる時パレットに乗った足を踏み外し荷物を持ったまま転倒したその際、左手甲と胸を強打し負傷したものの。	57	379	2	1～ 9	
2017	10	10～ 11	内部に堆積した粉塵をバグフィルター内部に入り、掻き出し棒とスコップで挽除作業を行っていた際に、堆積した粉塵が崩れて埋まった。外部で作業していた者が異変に気付き、点検口から引き出したが、粉を吸って呼吸困難であったため、救急車を要請した。作業中は、ヘルメット・ゴーグル・マスクを着用していた。	47	514	12	30 ～ 49	
2017	11	13～ 14	軽トラックを使って木製の特売台（長さ180cm×幅90cm×高さ78cm）を自社敷地内の倉庫に保管するために荷台に載せていた特売台の上に乗し、別の特売台を所定の場所に積み上げる作業を行っていた時、特売台の重なりを調節する為に、右足を既に積み上げていた1段目の特売台に掛けようとしたが、足下の十分な確認を行わずに移動した為、その右足を踏み外し、約130cmの高さから地面に落下して右側の肋骨数本と右肩甲骨を骨折してしまった。	53	371	1	50 ～ 99	

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_06.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html)